

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	株式会社Key Holder
【英訳名】	Key Holder, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大出 悠史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 (注) 2025年8月4日付で、東京都渋谷区東三丁目16番3号より 本店移転しております。
【縦覧に供する場所】	株式会社Key Holder 大阪支店 (大阪市淀川区西中島四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長 大出 悠史は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組に準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。従って、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を、完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループ及び持分法適用会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した当社グループ及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の範囲については、当社グループは異なる業種の複数の企業が経営統合して形成された企業グループであり、経営管理上各事業拠点における売上収益を事業活動の成長を図る指標として重視していることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上収益が適切であると判断した。一方で、持分法適用会社の重要性を売上収益では適切に判断できないことから、持分法による投資利益を追加的な指標として用いている。その結果、当社グループの売上収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している6事業及び持分法による投資利益に金額的重要性を有する1事業、合計7事業を「重要な事業拠点」とした。当社グループの評価対象とした重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上収益」及び「売上原価」に至る業務プロセスを評価対象とし、保管・倉庫事業、運送事業、乃木坂46事業、デジタル広告代理店事業、映像制作事業及びゲームアプリ事業を選定した。また選定した持分法適用会社については、当社グループと密接に関連する事業における売上収益に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、複雑な会計処理を伴う広告代理店事業及び見積りや予測を伴う重要な勘定科目としてのれんの評価や繰延税金資産の回収可能性に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。